

平成29年度第2回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会摘録

日 時：平成29年7月13日（木）午後2時00分～午後2時45分

場 所：職員会館かもがわ 第2会議室

出席者：荒木委員長，関委員，田中委員

事務局：辻野監査担当部長，新井監査指導係長，辻（はぐくみ創造推進室）

事業所管課：阿嘉放課後児童育成担当課長，相川健全育成係長，水西（育成推進課）

議事：指定管理者募集要項について（既存施設）
・児童館（新道，伏見板橋，藤城）（3箇所）

辻野部長　ただ今から，第2回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会を開催いたします。

事務局側の進行を務めさせていただきます，はぐくみ創造推進室監査担当部長の辻野でございます。委員の皆様方には，御多忙中にも関わらず，御出席いただき，ありがとうございます。本日，委員の皆様方に御審議いただきます議事は，『指定管理者募集要項について』でございます。

なお，対象の施設は，新道児童館，伏見板橋児童館及び藤城児童館の3つの児童館です。なお，本日の委員会につきましては，公開での審議とし，事前に広報発表させていただいております。

それでは，まず，会議の成立についてでございます。京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会設置要綱第5条第3項により，「委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。」と規定されておりますが，本日，4名中3名の委員に出席いただいておりますので，会議が成立していることを報告いたします。

それでは，これからの議事進行については，荒木委員長にお願いしたいと思います。荒木委員長よろしくお願い致します。

荒木委員長　それでは，議事に入らせていただきます。

本日は，議題「指定管理者募集要項について」を審議いたします。対象施設は事務局からも説明がありました児童館3施設です。限られた時間の中ではございますが，忌憚ない御意見等をいただければと思います。

それでは，事務局から説明をお願いします。

辻野部長　それでは，席上に配布しております「平成29年度 京都

市児童館指定管理者募集要項」に基づき、説明いたします。説明に当たっては、社会福祉施設の種別に関わらず、統一した記載箇所について、事務局から説明させていただき、その後、今回、公募する児童館の所管課である育成推進課から、児童館の固有箇所の部分について、説明させていただきます。

新井係長（案件説明）

阿嘉課長（案件説明）

荒木委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

- 募集要項 8 ページの平成 28 年度委託料積算内訳について、新道児童館の登録児童数が最も少ないのに対し、人件費支出が最も高くなっているのはなぜですか。

阿嘉課長 各児童館は、基本的に人員基準に基づく職員配置を行っていますが、職員の経験年数、在籍年数及び年齢等が人件費に影響していると考えています。

- 1 クラス最低 2 名という人員基準は、変わってないですか。

阿嘉課長 はい、同様でございます。

- 募集要項 9 ページの審査項目及び審査基準の小項目 1 団体の運営実績の審査基準について、必要な事業実績とありますが、必要なとは、具体的にどのような実績ですか。

新井係長 募集要項 19 ページが申請団体の提出書類になっています。今回の応募は児童館ですので、まず、児童館の運営実績があるか、次に、児童館以外の児童福祉関連事業の運営実績があるかどうかを評価の基準にしています。評価点としては、2、1、0 の段階に従って評価するようにしています。児童福祉関連施設の運営実績がない場合についてもそれ以外の施設、例えば、特別養護老人ホーム等の運営実績があるかどうかも併せて審査して頂く形となっております。

- 児童館以外の運営実績についても書いて頂くということですか。

阿 嘉 課 長 はい、児童館に類似した学童クラブ等の事業又は児童福祉関連施設以外の社会福祉事業等を記入して頂きます。

○ 必要な事業実績とは、どのような基準ですか。

新 井 係 長 局審査指針において一定の水準を満たしており評価できる場合は2点、不十分な場合は1点、評価できない場合は0点というような考え方になっているので、基本的には、この基準に応じて判断していくことになります。

○ 子どもの特性に応じた関わりの経験があるか、又、そうした関わりができるかどうかの審査項目も必要ではないですか。

新 井 係 長 実績面では、先ほどの募集要項19ページの審査項目の1により、具体的にどのような施設運営及び事業を行ってきたか評価頂きます。また、将来的な部分につきましては、募集要項10ページの事業計画により、応募する施設に対して、どのような事業を行っていくかを具体的に書いて頂きます。その中で、利用者処遇に係る項目は、非常に多くございます。例えば、募集要項10ページの小項目13の応募施設の運営理念等、小項目16の事業計画の基本的性格、小項目18の利用者の意見反映、小項目19のサービスの質の確保、向上等により、子どもに対する支援の考え方を記載頂くことになっております。

辻 野 部 長 募集要項49ページの職員の人材育成についても児童に対し、今後どのような職員を目指すかにより、子どもに対してどのような関わりをしていくのかを見る判断材料の一つになると思います。

阿 嘉 課 長 児童館の職員は、一定の資格が必要です。また、職員配置、人材育成、人事評価も含めて、そういったサービス提供ができる体制かどうかについても評価して頂けます。

○ 職員の資格について、基準はありますか。

阿 嘉 課 長 厚生労働省の基準では、児童厚生員を一定数配置するようになっています。児童厚生員とは、保育士や社会福祉士等の資格を所持している職員です。

- 募集要項19ページの施設等の運営実績について、事業所に芳しくない実績を省いて記入してもいいのですか。

辻野部長 この項目については、自由記載になっているので、応募団体に任せています。

新井係長 基本的には、社会福祉事業を行っていた場合、記入する様式にさせて頂いています。また、応募団体の提出書類の中に法人の定款、事業報告書及び決算報告書がございますので、どのような事業をしているかは把握できます。

- 募集要項23ページの団体全体における事故及び不祥事についての項目も自由記載ですか。

新井係長 団体全体における事故及び不祥事があれば、漏れなく記入して頂くことになっております。また、6の同種施設における事故及び不祥事についての項目で児童関係の施設について、再掲して頂くようにしています。

辻野部長 これらの項目について、応募団体から隠された場合、確かに見つけられないかもしれませんが、しかし、後日、事故及び不祥事があったことが発覚した場合、申請内容に虚偽があったとして失格等に対応して参ります。

荒木委員長 他に意見がないようでしたら採決に入らせていただきます。この案件の取扱について、了承いただけますでしょうか。

委員全員 異議なし。

荒木委員長 それでは、この案件については事務局及び所管課の説明のおりと致します。

本日の審議は以上でございます。皆様のご協力を得まして、審議を進めることができました。ありがとうございました。

それでは事務局お願いします。

辻野部長 委員の皆様ありがとうございました。

本日の審議内容を踏まえまして、公募を実施させていただきます。

また、本委員会の今後の予定でございますが、団体から申請書類の提出後、事務局で書類を整理させていただいた上で、

皆様に審査書類を送付させていただくこととなります。なお、送付の時期については、8月末を予定しております。

その際、皆様の審査結果を提出いただくこととなります。例年タイトなスケジュールになることが多く、委員の皆様には、ご多忙な中大変恐縮ですが、ご協力お願いいたします。

その後、9月中旬頃に第3回委員会を開催し、指定候補者を選定していただく予定としております。

ただし、競合の有無、応募団体の数などによって、スケジュールがよりタイトになることも考えられます。場合によっては、さらに委員会を開催する必要もありますので、大変恐れ入りますが、御協力の程、よろしくお願い致します。

それでは、これもちまして第2回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

1 4 : 4 5 終了